

1 平穏な暮らしを脅かす犯罪の抑止

- 子どもの安全に関する情報の効果的な共有システムに関する調査研究、防犯教室の推進などを含む「子ども安心プロジェクト」の実施やスクールサポーターの役割拡充、制度の導入の促進等を通じた学校の安全対策の推進。
- 私設私書箱業者に対する本人確認の徹底への指導、犯罪に利用されないための対策に関する相談への対応。
- 「犯罪被害者等基本計画」に基づく、損害賠償に関する刑事手続の成果の利用や犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の新設に向けた法整備に関する検討。
- そのほか、「犯罪から子どもを守るための対策」（17年12月）に基づく施策を推進。

2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

- インターネット上のホットラインの運用や違法・有害なコンテンツに対応したレイティング基準の整備、携帯電話事業者へのフィルタリングサービスの一層の普及に向けた取組の依頼等によるインターネット上の有害コンテンツ対策。
- 地域の大人の協力を得て、子供たちの安全安心な活動拠点（居場所）を設け、放課後や週末等に様々な体験・交流活動を推進する「地域教育力再生プラン（地域子ども教室推進事業）」の実施。
- 非行少年、保護者、被害者等に対話の機会を提供する「少年対話会パイロット事業」の実施など、困難を抱える子どもの立ち直り支援の推進。
- そのほか、「子ども安全・安心加速化プラン」（18年6月）に基づく施策を推進。

3 国境を越える脅威への対応

- 不法就労防止や雇用管理改善のための外国人雇用状況報告制度の義務化・内容の拡充に関する検討や外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針の策定などを通じた在留外国人の適正な管理の推進
- 中国、ロシア等との刑事共助条約その他の条約の締結に向けた協議、検討等や、不法入国やわが国で犯罪を犯し国外へ逃亡した外国人に係る問題について出身国への申入れの実施
- そのほか、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築について、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討中。

4 組織犯罪等からの経済、社会の防護

- 各地方公共団体に対するコンプライアンス条例・要綱等の制定に向けた働き掛けや、関係機関・団体と連携した暴力団排除の意識の高揚・活性化への支援
- 「準空気銃」の所持の禁止等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係業界及び団体非加盟の製造、流通業者に対する法令遵守、消費者への啓発活動及び消費者対応への体制整備等への要請。
- 模倣品・海賊版の密輸防止に向けた関係国との情報交換や協力体制の構築に向けた検討。
- そのほか、暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策について、「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」において検討中。

5 治安回復のための基盤整備

- 19年度において、地方警察官（3,000人）、検察庁職員（288人）、税関職員（233人）、麻薬取締官等（16人）、港湾保安調査官等（22人）海上保安官等（311人）、入国警備官等（214人）、査証官（10名）の増員の実現を目指している。
- DNA型鑑定について、従来の検査部位に6座位を加えた16座位を同時に検査する新たな検査試薬を導入し鑑定精度の更なる向上を図るとともに、DNA型記録取扱規則を改正し、新たに判明するこれら6座位についてもDNA型記録検索システムに登録。
- 刑務所出所者等について、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官が直接、専門的な指導監督と就労支援を行うための自立更生促進センターの整備に向けた検討。